

○財務省告示第七十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月二十八日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五	八五六トン
一四の二	六三一、九一二トン
一四	一、一〇九、一一七トン
一三	五、三五六、三四七トン
一二	六五、七七九トン
一一	八、五三〇トン
一〇	八、〇九三トン
九	四八、五二一トン
八	一一九トン
七	七トン
六	一九トン
五	一、三〇九トン
四	五九、四一二トン
三	二八トン
二	六三・七トン
一	〇トン

二九		四一二トン
二八		六トン
二七		一三、二四四トン
二六		二、九一二トン
二五		〇トン
二四		七七トン
二三		七、〇九九トン
二二		二七一トン
二一		三二、三七四トン
二〇		五四六トン
一九		一、四九三トン
一八		一六、三一六トン
一七		一二九、五三七トン
一六		一二、七六三トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	五、一三三二、六二四トン
一四	三三五、九八九トン